

令和 6 年度
6月補正予算主要事業の概要
(事業別説明資料)



目 次

新規	定額減税に伴う調整給付金の支給（税務課）	3
新規	低所得者世帯に対する支援給付金の支給（総合福祉課）	5
拡充	社会福祉連携推進法人における介護福祉体制の見直し（地域包括ケア課）	6
拡充	肉用繁殖雌牛導入基金による繁殖農家支援（畜産振興課）	7
拡充	住宅等耐震化促進事業の強化（建築住宅課）	8

新規 定額減税に伴う調整給付金の支給

1 事業費（単位：千円）

215,000
(現計予算)
0)

【財源内訳】

215,000
国庫補助金
200,000
給付金
委託料
14,900
その他
100

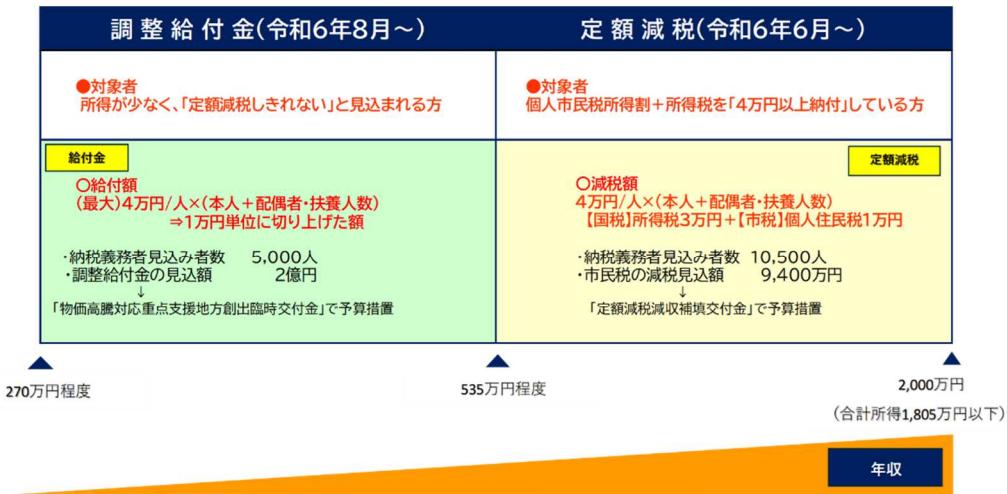
【主な使途】

2 事業背景・目的

賃上げが物価上昇に追いついていない現状から、国ではデフレ脱却を目的とした総合経済対策を令和5年に打ち出し、その一つの施策として「定額減税」（所得税・住民税減税）があります。「定額減税」は、納税者及び同一生計配偶者・扶養家族それぞれ1人につき計4万円が減税の対象となる制度ですが、所得によって定額減税をしきれないと見込まれる方に対する差額を給付金（調整給付金）として支給することとされています。

市では、この国の方針に基づき、全額国の交付金を財源として調整給付金を支給することで市民生活を支援します。

3 事業概要



【対象者】

定額減税となる額が、令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額）、令和6年度分個人住民税所得割額において減税しきれないと見込まれる方

給付対象者数（見込）：5,000人

【給付額】

対象者のうち、定額減税しきれない額の合計を1万円単位に切り上げた額

～（参考）【個人市民税の定額減税】～

(1) 特別徴収（給与）の方

- ・令和6年6月の給与からの特別徴収はされず、定額減税額を「控除した後」の個人住民税の税額を「令和6年7月から令和7年5月までの11回に分けて徴収」
- ・定額減税の対象とならない方は従来どおり、令和6年6月から令和7年5月までの12回に分けて徴収（均等割のみ課税される方は6月徴収）



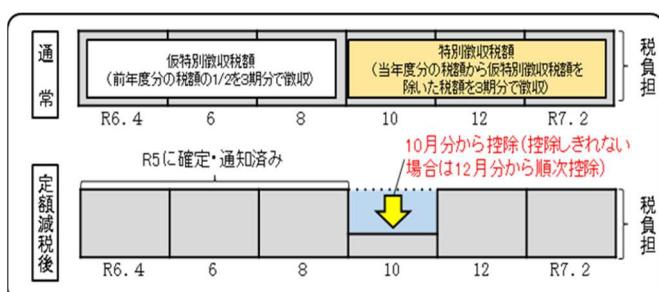
(2) 普通徴収（給与+事業者）の方

- ・第1期分（6月）の納付額から「定額減税に相当する金額（第1期分の納付額を超える場合には、第1期分の納付額）を控除」
- ・6月分より控除しきれない部分の額は、第2期分（8月）以降の納付額から控除



(3) 年金特別徴収の方

- ・10月分の納付額から「定額減税に相当する金額（10月分の納付額を超える場合には、12月分から順次控除）を控除」



担当課：総務部税務課（☎0577-73-3742）予算書：P. 13

新規 低所得者世帯に対する支援給付金の支給

1 事業費 (単位：千円)

		【財源内訳】		【主な使途】
30,120	国庫補助金	30,120	給付金	27,500
(現計予算)	0)		委託料	2,300
			その他	320

2 事業背景・目的

国が行う総合経済対策の一環として、市では令和5年度において住民税非課税世帯等を対象に1世帯あたり10万円を給付、さらに同世帯で扶養されている18歳以下の子どもについて1人あたり5万円を上乗せ給付する低所得者支援事業を実施してきました。

国では令和6年度において新たに住民税非課税又は均等割のみ課税となった世帯に対しても、令和5年度と同様の給付金事業を実施することとしたことから、全額国の交付金を財源として物価高騰重点支援給付金を支給することで、低所得者世帯の家計を支援します。

3 事業概要

低所得者世帯の家計への負担を軽減するため、経済的な支援として対象となる世帯に対して給付金を支給します。

【対象世帯】

(1) 住民税非課税世帯

世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税

(2) 住民税均等割のみ課税世帯

世帯全員の令和6年度住民税所得割が非課税

(3) (1)(2)において18歳以下の児童がいる世帯

【給付額】

(1) (2) 対象1世帯あたり一律10万円

(3) 児童1人あたり5万円

(※令和5年度に年間10万円の物価高騰重点支援給付金を受けた世帯を除く)

拡充　社会福祉連携推進法人による介護福祉体制の見直し

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】		【主な使途】	
8,000	福祉事業基金		8,000	交付金
(現計予算 2,931)				8,000

2 事業背景・目的

令和5年6月29日に神岡をサービス提供地区とする神東会と古川・河合・宮川をサービス提供地区とする吉城福祉会による「社会福祉連携推進法人共創福祉ひだ」(以下「共創福祉ひだ」という。)が発足し、現在、市から派遣している事務局長を中心に、物資等供給業務、経営支援業務、そして人材確保業務といった連携業務が進捗しています。

そのような中、令和5年度に両法人のコンサルティングチームによる現状分析を行った結果、人員配置の見直しや送迎範囲拡大などのサービスの向上等により、経営の改善を図る必要があることが分かりました。さらに、両法人の持続可能な施設の在り方を検討し、シミュレーションする体制づくりが必要な状況です。

こうした現状を踏まえ、共創福祉ひだを通じた支援を行うことで持続可能な介護福祉体制の構築を目指します。

3 事業概要

経営指導の専門的知見を有するコンサルティングチームによる経営改善計画の策定を共創福祉ひだを通じ、市、両法人の負担により実施します。(全体14,600千円)

この介護人材の再編案の構築により令和7年度以降に両法人の組織を見直すきっかけとし、将来的には市内他法人を含む全市域における介護人材の確保、持続可能な介護福祉体制の構築を目指します。



担当課：市民福祉部地域包括ケア課（☎0577-73-6233）予算書：P. 14

拡充 肉用繁殖雌牛導入基金による繁殖農家支援

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
24,716 (現計予算)	一般財源 0)	24,716 基金繰出金 24,716

2 事業背景・目的

現在、畜産農家は物価高騰や円安により、過去にない経済的な困難に直面しています。肥育経営が飛騨牛ブランドにより枝肉価格の高値を維持している一方で、繁殖経営は、令和3年度で80万円であった高山子牛市場平均価格が令和5年度では62万円に下落している上、飼料価格も令和3年度比較で、約3割増加しており、経営を圧迫している状況です。

このような経営環境下では、市内繁殖農家の飼育する繁殖雌牛の頭数維持すら厳しく、このままでは飛騨牛生産基盤の不安定化を招き、将来的に飛騨市が目指す飛騨市産飛騨牛の普及推進が危ぶまれる状況にあります。また、県全体としてもこれまで県内産飛騨牛の繁殖体制の強化をすすめてきた中で、他県産の子牛を肥育した飛騨牛の割合が高まることは、飛騨牛ブランドに影響を及ぼすことが懸念されます。

こうしたことから、特に大きな資金が必要となる繁殖雌牛導入時に支援することで繁殖農家の経済的負担を軽減するとともに、生産基盤維持強化を図り、飛騨牛産地である市としての責務を果たします。

3 事業概要

市内繁殖雌牛飼育頭数の1割に相当する110頭分の貸与に必要となる費用を確保するため、「飛騨市肉用繁殖雌牛導入基金」への積み増しを行います。

- (1) 現在基金残高 約2,500万円
- (2) 市内繁殖雌牛頭数（約1,100頭）の1割 110頭の貸与に必要な金額 4,960万円
〔内訳〕 未経産牛 62万円×50頭 3,100万円
 経産牛 31万円×60頭 1,860万円

上記必要額(2)から、現在の基金残高(1)を差し引いた下記を積み増し

$$4,960\text{万円} - 2,500\text{万円} \approx 2,472\text{万円}$$

※「飛騨市肉用繁殖雌牛導入基金」を活用した本事業は、市が繁殖農家へ牛を貸与し、5年後に貸与した牛の費用を返還していただくことで、牛の所有権が譲渡されるものです

拡充 住宅等耐震化促進事業の強化

1 事業費 (単位：千円)

3,255
(現計予算)
3,760)

【財源内訳】

一般財源

3,255 委託料

1,655

補助金

1,600

【主な使途】

2 事業背景・目的

令和6年元日に発生した能登半島地震は、被災地において多くの人命を奪っただけでなく、甚大な家屋被害をもたらしました。当市においても観測史上最大となる震度5弱を記録したことから、市内では住宅の安全性に対する関心が高まっており、同地震発生以降、住宅の耐震診断に関する相談が増加している状況です。

このため市では、無料の木造住宅耐震診断の実施件数を拡大するとともに、耐震改修工事における補助上限額を県下最高水準の200万円に拡大し、住宅等耐震化促進事業の大幅な拡充を図ることで、市内建築物のさらなる耐震化を推進するとともに、市全体の防災能力強化に繋げます。

3 事業概要

① 木造住宅耐震診断実施件数の拡大 (1,655千円)

従来より実施していた無料の木造住宅耐震診断について、希望者には誰でも診断が受けができるよう体制を整備し、必要な予算を確保します。

(※市民が居住している市内の木造戸建て住宅で、所有者が実施するものに限る。)

② 建築物等耐震化促進事業補助金の補助上限額の拡大 (1,600千円)

木造住宅の耐震補強工事を行う場合の補助金上限額を拡大します。

従来 : 120万円 → 今後 : 200万円 (県下最高水準)

